

証券投資信託の信託終了のお知らせ

このたび弊社では、以下の証券投資信託について、受益者の皆様のご意向を確認したうえで繰上償還を行なうべく、「投資信託及び投資法人に関する法律」第20条、その関係法令および証券投資信託の信託約款の規定に基づいて、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を実施いたしますので、お知らせいたします。

【対象となる証券投資信託の名称】

追加型証券投資信託 グローバル・オイル株式ファンド（以下、当ファンドといいます。）

【繰上償還の理由】

当ファンドは、2016年6月に運用を開始いたしました。その純資産総額は2016年12月の約25億3100万円をピークとして減少に転じ、2018年2月には10億円を下回る状況となりました。2020年9月末現在において、当ファンドの純資産総額は約1億8600万円となっております。

このような純資産総額の低迷を背景として、当ファンドの主要投資対象である「グローバル・オイル株式マザーファンド」（以下、投資対象マザーファンドといいます。）において、株式の売買取引にかかる費用は銘柄毎に定額であることから、コスト率は上昇傾向となっております。

また、投資対象マザーファンドの運用委託先である「日興アセットマネジメント アメリカズ・インク」に対して助言を行なっている「フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ」は、純資産総額の減少を理由として投資助言契約を解除したい意向を示しております。

こうした状況から、弊社では、当ファンドは本来の商品性を維持した運用の継続が困難な状況にあると考え、当ファンドを繰上償還することが受益者の皆様にとって有利であると判断いたしました。

【書面決議に関するスケジュール】

このたびの繰上償還に関する書面決議の手続きは、以下の日程にて進めてまいります。

◎書面決議の対象受益者の確定基準日	: 2020年11月12日（木）
◎議決権行使書面による議決権行使期限	: 2020年12月18日（金）
◎書面決議日	: 2020年12月23日（水）
◎当局への届出日	: 2020年12月24日（木）
◎信託終了日（予定）	: 2021年2月9日（火）
◎償還金支払開始日（予定）	: 2021年2月10日（水）

【書面決議の判定】

当ファンドについて、書面決議は、賛成の意思表示をされた受益者（信託約款の規定に基づき、議決権を行使されず賛成とみなされた方を含みます。）が保有する2020年11月12日現在の受益権口数の合計が、2020年11月12日現在の受益権総口数の3分の2以上であった場合に可決されます。本書面決議にて可決された場合、2021年2月9日をもって繰上償還させていただきます。

また、本書面決議にて否決された場合は、当ファンドの繰上償還は行ないません。

以上

2020年11月11日
東京都港区赤坂九丁目7番1号
日興アセットマネジメント株式会社